

## 入札説明書

### 1 契約担当課

沖縄県環境部環境整備課

### 2 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名： 令和5年度 産業廃棄物適正処理に関する環境教育業務委託

(2) 業務内容： 別添業務仕様書による

(3) 履行期間： 契約締結の日から令和6年3月11日まで

#### (4) 入札方法

入札金額については、業務に要する一切の費用を含めた額とし、以下の内容で積算すること。

ア 直接人件費

イ 直接経費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）

ウ 一般管理費（（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100以内とする。）

エ 消費税

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (5) 入札保証金

見積る契約金額の100分の5以上の金額を令和5年6月5日（月）までに納入すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付を免除することができる。

ア 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模が同程度又は同程度以上の契約を二つ以上締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

### 3 一般競争入札参加資格

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 沖縄県内に事務所（支店、営業所を含む）を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当すると認められる者の場合は、その事実があった後 3 年間を経過していること。
- (4) 次の各号に該当しないこと。
  - ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下、「暴力団体等反社会勢力」という。）
  - ② 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体。
  - ③ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく、更生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく、再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (7) 県税に未納がないこと。
- (8) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (9) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (10) 労働関連法を遵守していること。
- (11) 共同企業体（JV）の場合は、次の要件を全て満たすこと。
  - ア 共同企業体は、自主結成方式とする。
  - イ 共同企業体の代表者の出資比率は、構成員のうち最大の出資比率でなければならない。
  - ウ 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、20%以上でなければならない。
  - エ 構成員のいずれかが、前記(1)の要件を満たすこと。
  - オ 全ての構成員が、前記(2)～(10)の要件を満たすこと。
  - カ 全ての構成員が、本入札説明書に記載された趣旨を全て了承する者であること。
  - キ 構成員が、単体企業及び他の企業体等の構成員として重複応募する者でないこと。
  - ク 共同企業体の代表者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。

### 4 一般競争入札参加資格の確認等

本件に係る入札に参加を希望する者は、下記(1)に示す書類を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに入札参加資格確認書類を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格審査申請書（第1号様式）
- イ 誓約書（第1号様式別紙1）
- ウ 企業概要（第1号様式別紙3）及び直近1年分の財務諸表類
- エ 沖縄県内に本社、支社、支店、営業所等を有することがわかる書類の写し
- オ 入札保証金の免除を申請する場合は、直近2事業年度の間の種類及び規模を同じくする契約の実績を複数有することを証明する書類（第2号様式）
  - ※ 契約書写し等該当することを証する書類を添付すること。
- カ 都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
- キ 社会保険に加入していることが確認できる書類
- ク 労働保険料を納入していることが確認できる書類
- ケ 申請者の所在地及び商号又は名称を記載した返信用封筒（84円切手を添付の長形3号封筒）
  - ※ 沖縄県土木建築部が作成した「令和5年・6年度入札参加資格者名簿（調査関係コンサル）」に登録されている者については、カ～クについて省略することができる。
- コ 共同企業体の場合は、以下のとおり。
  - (ア) 共同企業体協定書を添付すること。
  - (イ) 前記提出書類イ、ウ、オ、カ、キ、クについて、企業体等の構成員ごとに提出すること。
  - (ウ) 前記提出書類エについては、該当する構成員について提出すること。

(2) 申請様式の入手方法

沖縄県ホームページからダウンロードにより入手すること

- (3) 「13 入札及び契約担当部署」に記載された場所に、直接持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとること。

(4) 確認書類の提出期限

公告日から令和5年5月31日（水）までの毎日午前9時から午後5時までとする（土曜日、日曜日及び休日を除く。）。

（注1）郵送の場合、受付期限までに担当部署に関係書類が必着していることを要す。

（注2）提出された書類に不備がある場合は、書類受付期限内に補正することとする。

(5) 入札参加資格に係る登録事項の変更

入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格に有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格申請事項変更届を提出しなければならない。

- ① 商号又は名称
- ② 住所又は所在地
- ③ 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
- ④ 使用印鑑
- ⑤ 法人にあつては資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- ⑥ 電話番号

(6) 入札参加資格の取消し等

- ① 入札参加の資格を有する者が3に掲げる要件を1つでも満たさなくなった場合は、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- ② 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消しされた入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

(7) 資格の適用

この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する令和5年度産業廃棄物適正処理に関する環境教育業務委託契約の一般競争入札に限り適用する。

5 入札日時等

- (1) 日 時 : 令和5年6月6日(火)午後2時
- (2) 場 所 : 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁 〇階第〇会議室 ※別途通知
- (3) 注意事項 : 来庁される際、発熱、せき、倦怠感など体調の悪い者は、県庁舎内への立ち入りを制限する場合がある。

6 入札方法等

- (1) 入札者は、他人に入札を代理させるときは必ず委任状（第3号様式（以下同じ。））を提出すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印では訂正できない。
- (2) 入札参加者は、一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを持参すること。
- (3) 入札参加者は、5に定める日時及び場所に、入札書（第4号様式（以下同じ。））を直接持参すること。
- (4) 入札書は、封書にし、その封皮に「宛名（沖縄県知事）」、「会社又は法人名」及び「業

務名（令和5年産業廃棄物適正処理に関する環境教育業務委託）」を記載して提出すること。

- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札を希望しない場合、入札に参加しないことができる。この場合、入札辞退届（第5号様式）を郵送又は持参により提出すること。

## 7 入札及び開札の立会い等

- (1) 入札及び開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

## 8 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 談合その他不正の行為があった入札
- (8) 代理人が入札する場合で、委任状の提出がないもの及び入札書に署名又は記名押印いずれかが無いもの。
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

## 9 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札を提出した者で、予定価格の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじで落札者を決める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行う。入札回数は3回（1回目入札を含む。）

までとする。

- (4) 再度入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167の2第1項第8号の規定により、随意契約の方法により契約を締結することができるものとする。

#### 10 契約締結時期

落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

#### 11 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

#### 12 その他

- (1) 入札資格確認書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された入札資格確認書類は返却しない。
- (3) 入札参加資格確認書類の受理後、書類の内容を確認し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、入札参加資格無しとなり、入札に参加できなくなることがある。
- (4) 入札説明会は実施しない。
- (5) 最低制限価格は設定しない。

#### 13 入札及び契約担当部署

沖縄県環境部 環境整備課 産業廃棄物班

所在地：〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

電話番号：098-866-2231

FAX番号：098-866-2235

E-mail：[aa035009@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa035009@pref.okinawa.lg.jp)

※ メールによる問合せの際には、件名の頭に【R5環境教育業務】とつけること。